

1 育児休業等代替臨時的任用職員について

○育児休業等代替臨時的任用職員とは、育児休業又は産前・産後休暇を取得する職員の代替として勤務する職員で、育児休業代替職員又は産前・産後休暇代替職員として任用されます。正規職員と同様の職務に従事します。

○勤務時間、休暇、服務等については、原則として正規職員と同様の扱いになります。

※育児休業を取得することはできません。

○採用選考合格者は、育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿に登録されます。

○育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿への登録は名簿登録（選考に合格した日）から3年度です。（その間、職員の育児休業等が発生した場合に応じて、随時、採用についての連絡をします）。

○職員の育児休業等の取得状況により、選考に合格しても採用されない場合があります。

2 採用職種、必要な資格・免許等及び職務内容

採用職種	必要な資格・免許等	職務内容
一般事務	なし	行政事務全般
保育士	保育士	保育士としての業務
管理栄養士	管理栄養士	管理栄養士としての業務
保健師	保健師	保健師としての業務
看護師	看護師	看護師としての業務

※職務上、公用車等を運転することがあります。

※地方公務員法第16条に定める以下の項目に該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、公権力の行使を伴う職務及び市の意思形成に参画する職務に就くことができません。また、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

※保育士について、採用前に保育士特定登録取消者管理システムデータベースの検索を行い、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告してください。

上記資格要件等を満たしていないこと及び申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、試験に合格しても採用されません。

3 給与及び勤務条件等

(1) 勤務場所 原則別府市役所本庁（別府市上野口町1番15号）

※保育士は市内各保育所、子育て支援センター等となります。

※管理栄養士、保健師、看護師は別府市保健センター「湯のまち けんこうパーク」の可能性あり。

- (2) 任用期間 6か月を超えない範囲で採用時に決定する。
- (3) 勤務時間 原則午前8時30分～午後5時までの7時間45分で週5日勤務
※保育士は早番と遅番あり。1日7時間45分勤務
- (4) 休日等 原則土曜日・日曜日・祝日、年末年始
※保育士は土曜日及び日曜日にローテーションで出勤となる場合あり。
- (5) 給料 184,200円～259,100円程度（給与改定等により変更になる場合があります。）
※給料は学歴・職務経験年数等によって決定します。
- (6) 諸手当 条件に応じて通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当、退職手当等が支給されます。
- (7) 社会保険 地方公務員共済組合（短期）及び厚生年金保険等に加入
- (8) 休暇等 任用月数に応じて、別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に規定されている年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇や夏季休暇等）があります。

4 選考申込み、選考日及び選考内容

(1) 申込方法

別府市ホームページの申込フォームにアクセスし、お申込み下さい。

※受付期間中でもシステムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご了承ください。

○必要提出書類

・資格証の写し（一般事務以外）、普通自動車運転免許証の写し等

※申請の際に、画像、PDF等で添付してください。

※受付期間内に提出書類の一部を準備できない場合は、その旨を職員課に連絡してください。

(2) 受付期間

令和7年3月10日（月）9：00～随時

(3) 選考日及び場所

選考日：採用担当者が日時をお知らせします。

選考場所：別府市役所（別府市上野口町1番15号）

(4) 選考方法

選考の日時についてはEメール、電話等でお伝えします。指定された日時及び場所にお越しください。

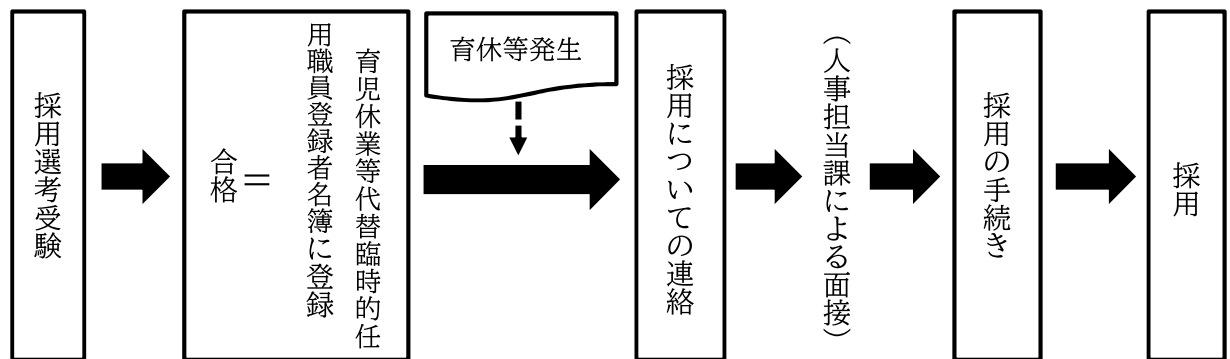
その際に面接とパソコン基本操作の実技試験を実施します。※保育士は面接のみ

※当日は必ず本人確認資料（運転免許証、学生証、パスポート、マイナンバーカード等）を持参してください。

※面接とパソコン基本操作の実技試験（保育士は面接のみ）に合格し選考された方が、育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿に登録されます。

5 任用まで

- (1) 採用選考合格者は、育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿に登録されます。
- (2) 育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿に登録されると、令和7年4月1日以降、職員の育児休業等の取得状況に応じて、育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿登録期間（登録から3年度）の間に順次採用されます。（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、名簿に登録されても必ず採用されるとは限りません。また、育児休業等代替臨時的任用職員登録から採用までの間に、人事担当課による面接を実施することがあります。）
- (3) 採用者については、採用選考結果（育児休業等代替臨時的任用職員登録者名簿順位）のほか、本人の適性等を勘案し、任命権者が決定します。
- (4) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 産前・産後休暇代替職員として採用された場合、その期間の勤務を良好な成績で遂行した場合、引き続き育児休業代替職員として任用する場合があります。
- (6) 採用までの流れ



6 採用後の注意点

任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、兼業の禁止、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。